

静岡県人事委員会は、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1336

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-264）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、<u>特地勤務手当基礎額に、別表の級地区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）</u>とする。</p> <p><u>6級地 100分の25</u> <u>5級地 100分の20</u> <u>4級地 100分の16</u> <u>3級地 100分の12</u> <u>2級地 100分の8</u> <u>1級地 100分の4</u></p> <p>2 前項の<u>特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に受けている給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、現に受ける給料の月額）</u>とする。</p> <p>(1) <u>職員が特地公署に勤務することとなつた場合 その勤務することとなつた日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</u></p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 特地勤務手当の月額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級地区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>6級地 100分の25</u> (2) <u>5級地 100分の20</u> (3) <u>4級地 100分の16</u> (4) <u>3級地 100分の12</u> (5) <u>2級地 100分の8</u> (6) <u>1級地 100分の4</u></p> <p>2 前項の<u>特地公署の級地区分は、別表に定めるとおりとする。</u></p>

(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき その該当することとなつた日

(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

3 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年静岡県条例第70号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年静岡県条例第71号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成14年静岡県条例第72号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第51号）の施行の日における

る同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第52号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年静岡県条例第53号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第84号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第85号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年静岡県条例第86号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第60号）の施行の日における同条例第1条及び第7条の規定による改正後の給与条例、静岡県教職員の給与に関する

る条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第62号）の施行の日における同条例第1条及び第3条の規定による改正後の教職員給与条例並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第63号）の施行の日における同条例第1条及び第3条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定によるものとした場合の給料及び当該各号に定める日に受けていた」とする。

- (5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第41号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第42号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第43号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第41号。以下この項において「平成22年改正給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正給与条例第9条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第42号。以下この項において「平成22年改正教職員給与条例」という。）

の施行の日における平成22年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成22年改正教職員給与条例第5条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年静岡県条例第43号。以下この項において「平成22年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成22年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年改正警察職員給与条例第3条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号）附則第2項第1号、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号）附則第2項第1号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。）であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第47号。以下この項において「平成23年改正給与条例」という。）の施行の日に

おける平成23年改正給与条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正給与条例第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第13号）附則第7項の規定、静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第49号。以下この項において「平成23年改正教職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正教職員給与条例第1条の規定による改正後の教職員給与条例の規定及び平成23年改正教職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項の規定並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年静岡県条例第50号。以下この項において「平成23年改正警察職員給与条例」という。）の施行の日における平成23年改正警察職員給与条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成23年改正警察職員給与条例第2条の規定による改正後の静岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及

び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けている」と、前項第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」（第2項を前項第4号から第6号までのいずれかの規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料の月額並びに当該」とあるのは「、給料の月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」（第2項を前項第4号から同項第6号までのいずれかの規定により読み替えて適

用する場合にあつては、「、給料の月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに当該」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に、当該数を乗じて得た額及び同日に受けている」と、前項第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）第2項中「受けている給料及び」とあるのは「受けている給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第4

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第4条 地域手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7—938）別表に掲げる地域に所在する特地公署に勤務する職員には、給与条例第10条の2、教職員給与条例第11条の2及び警察職員給与条例第11条の6の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

2 給与条例第10条の4、教職員給与条例第11条の3及び警察職員給与条例第11条の8の規定により地域手当を支給される職員のうち給与条例附則第7項、教職員給与条例附則第7項及び警察職員給与条例附則第10項（以下「給与条例附則第7項等」という。）に規定する割合に等しい支給割合による地域手当を支給されるものには、当該地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

3 給与条例附則第7項等の規定の適用により地域手当を支給される職員には、第1項の規定にかかわらず、給与条例附則第7項等に規定する地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第5条 (略)

2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条及び第11条において同じ。）に

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 (略)

2 給与条例第12条の3第1項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額
(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、
現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に
掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲
げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に
受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100
分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該
額)とする。

(表略)

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時
間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各
号の規定により読み替えて適用する場合を含
む。)の規定の適用については、当該各号に定
めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつ
て、給与条例第12条の3第1項等に規定す
る異動又は公署の移転の日において育児短
時間勤務職員等であつたもの 第2項中
「受けている給料及び」とあるのは「受け
ている給料の月額を同項に規定する異動又
は公署の移転の日における職員の勤務時
間、休日、休暇等に関する条例(平成7年
静岡県条例第8号)第2条第2項の規定に
より定められたその者の勤務時間を同条第
1項に規定する勤務時間で除して得た数で
除して得た額及び同日に受けている」と、
前項第6号の規定により読み替えて適用す
る第2項中「並びに給与条例第12条の3第
1項等に規定する異動又は公署の移転の
日」とあるのは「を給与条例第12条の3第
1項等に規定する異動又は公署の移転の日
における職員の勤務時間、休日、休暇等に
に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)
第2条第2項の規定により定められたその
者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務
時間で除して得た数で除して得た額並びに

(表略)

同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第2項中「受けた給料及び扶養手当の月額の合計額」(第2項を前項第4号から同項第6号までのいずれかの規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料の月額並びに給与条例」とあるのは、「受けた給料の月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」(第2項を前項第4号から同項第6号までのいずれかの規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料の月額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに給与条例」とする。)

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に、当該数を乗じて得た額及び同日に受け

ていた」と、前項第6号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第12条の3第1項等に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(4) 任期付短時間勤務職員 前項中「受けた給料及び」とあるのは「受けた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けた」とする。

第6条 給与条例第12条の3第2項、教職員給与条例第13条の3第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項（以下「給与条例第12条の3第2項等」といふ。）の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受けることとなつた職員とする。

2 給与条例第12条の3第2項等の規定により給与条例第12条の3第1項等の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第5条 給与条例第12条の3第2項、教職員給与条例第13条の3第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項（以下「給与条例第12条の3第2項等」といふ。）の規定により給与条例第12条の3第1項等の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用（地方公務員法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの
- (3) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第12条の3第2項等に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- (4) 地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第12条の3第1項又は第2

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第12条の3第2項等に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したものとなるもの（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日の前日に給与条例第12条の3第1項又は第2項、教職員給与条例第13

項、教職員給与条例第13条の3第1項又は第2項及び警察職員給与条例第12条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

3 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員又は前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項(同条第3項及び第11条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)並びに第11条第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していた

条の3第1項又は第2項及び警察職員給与条例第12条の3第1項又は第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該適用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

2 給与条例第12条の3第2項等の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員 適用日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により支給されることとなる期間及び額

- (2) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していた

ものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第22条の4第1項の規定による採用をされた日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項並びに第11条第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(支給方法)

第7条 (略)

(端数計算)

第8条 第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

ものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日在勤する公署が適用日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員が当該適用日に当該公署に異動したものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第2号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(5) 前項第3号に規定する職員 適用日前から給料表の適用を受ける職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該適用日以降支給されることとなる期間及び額

(6) 前項第4号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

(支給方法)

第6条 (略)

(端数計算)

第7条 第3条第1項の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(雑則)

第9条 (略)

(給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

第10条 納入条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項(同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定(以下「給与条例附則第14項等の規定」という。)の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)及び同日に受けている」とする。

2 納入条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(給与条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

第11条 納入条例附則第14項等の規定の適用を受ける職員であつて、給与条例第12条の3第1項、教職員給与条例第13条の3第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、

(雑則)

第8条 (略)

その端数を切り捨てた額) 及び同日に受けて
いた」とする。

2 給与条例附則第14項等の規定の適用を受け
る職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職
員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の
月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわ
らず、これらの規定に準じて人事委員会の定
めるところにより算出した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。